

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下、「1市4町」とします。）からなる彦根愛知犬上地域では、前回計画として、平成18年度に湖東広域地域（彦根市、東近江市（愛東地区、湖東地区）、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）において湖東地域一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」とします。）が策定され、また平成30年度には彦根市一般廃棄物処理基本計画の見直しがされました。1市4町では各計画に基づきごみの減量、資源化に取り組んできました。前計画の策定から15年以上が経過し、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町は一般廃棄物処理基本計画の更新時期にあります。また、彦根愛知犬上地域内には、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2つのごみ処理施設がありますが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっています。近年ごみ処理行政においては、ごみ処理やエネルギー回収効率等での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされています。以上のことから、1市4町では、広域での新ごみ処理施設の令和11年度供用開始に向けて、彦根愛知犬上広域行政組合主導のもと施設整備の検討を進めています。（1市4町と彦根愛知犬上広域行政組合の役割分担についてはP.17参照。）

本計画は、新ごみ処理施設整備にあわせた1市4町でのごみの分別方法統一方針、ごみ減量目標、ごみ減量目標達成および適切にごみ処理の推進に向けた各市町における施策を決定することを目的に策定しました。本計画の構成を表1-1-1に示します。本計画の構成は基本的に前計画を踏襲し、1市4町全体に係る内容および計画（第1章および第2章）と、各市町の計画（第3章から第7章まで）とします。今後、1市4町での共同のごみ減量目標やごみ処理施策等の検討を行う予定です。1市4町のごみ処理事業に合わせて、本計画の中間見直しや次期計画策定時には1市4町の計画を一本化する等、必要に応じて計画構成の見直しを検討します。

なお、生活排水処理基本計画については、彦根市、湖東広域衛生管理組合（4町）それぞれで別途策定します。

表1-1-1 彦根愛知犬上地域 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の構成

項目	内容
第1章 総則	・ 本計画策定の趣旨 ・ 国、滋賀県のごみ処理計画について
第2章 彦根愛知犬上地域のごみ処理について	・ 彦根愛知犬上地域の概要 ・ 1市4町のごみ分別方法統一方針 ・ 1市4町のごみ減量目標、将来ごみ量 ・ 1市4町共同のごみ処理施策
第3章 彦根市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	【地域概要】
第4章 愛荘町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	・ 各市町における自然的概要、人口、産業の動向、関連計画
第5章 豊郷町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	【ごみ処理基本計画】
第6章 甲良町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	・ 各市町におけるごみ処理の基本情報
第7章 多賀町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	・ 各市町における将来ごみ量 ・ 各市町におけるごみ処理施策（ごみ減量、収集・運搬、情報提供、環境負荷の削減等）

第2節 計画の位置づけ

1. 他の計画との関連

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき定め、また、関連する法律や条例、1市4町の計画と整合を図るものとします。

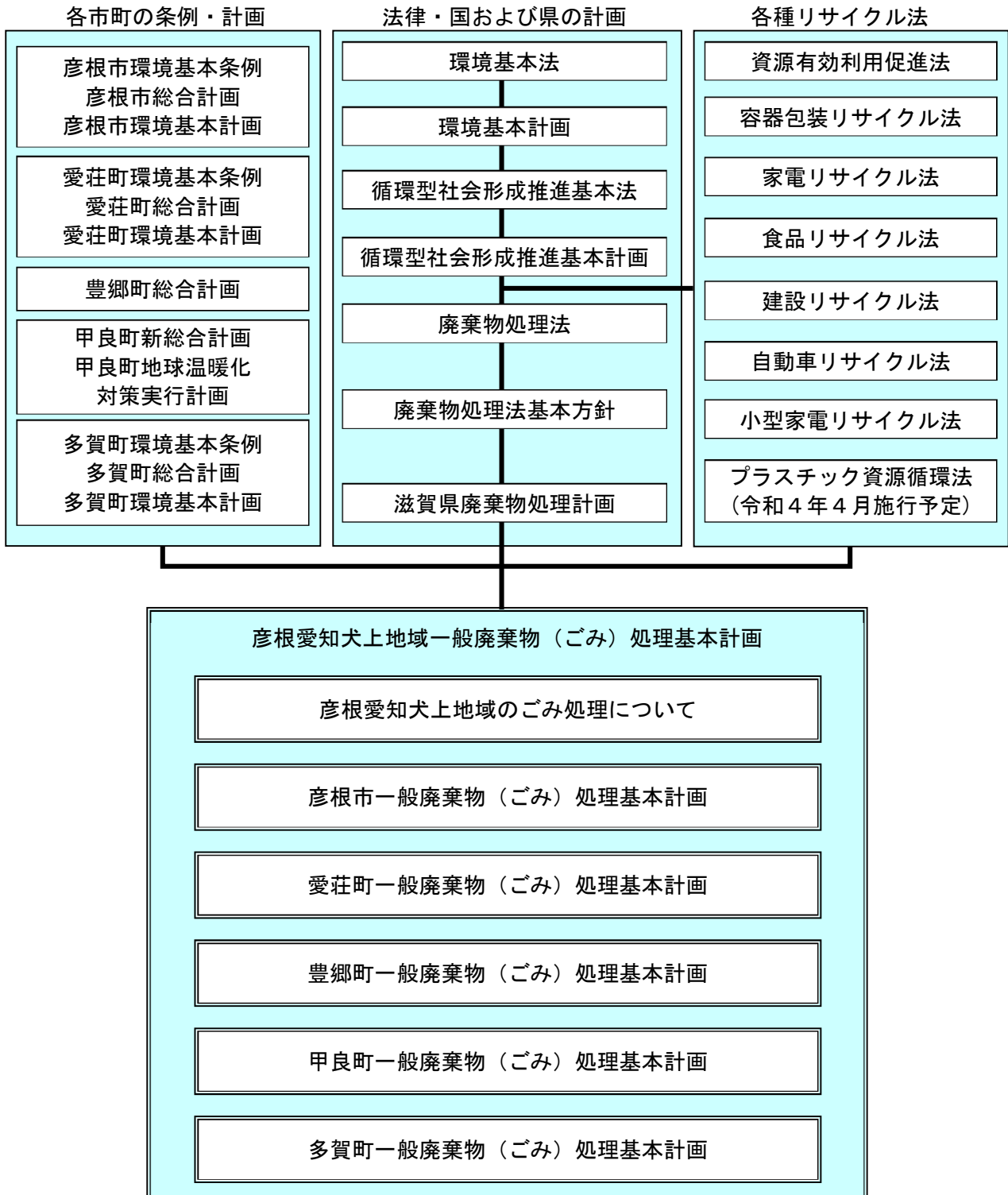


図1-2-1 本計画の位置づけ

2. 計画期間

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）では、基本計画の目標年度は、計画策定時より 10～15 年後程度とされています。

本計画は計画初年度を令和 4 年度、計画期間を 10 年間とし、計画目標年度を令和 13 年度とします。なお、計画 5 年目の令和 8 年度を中間目標年度とします。

また、彦根愛知犬上地域の新ごみ処理施設が供用開始する令和 11 年度には、1 市 4 町で統一したごみ分別方法を開始します。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
計画期間	← 計画期間 →									
					中間目標年度			新ごみ処理施設供用開始		計画目標年度

図1-2-2 計画期間と計画目標年度

第 3 節 ごみ処理行政の動向および関連計画

1. 国際的な潮流と国内の動向

国際的な動向として、令和 2 年以降における地球温暖化対策の国際的な規則を定めた「パリ協定」や、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、17 のゴールと 169 のターゲットで構成された「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」等において、各国の先進的な取組が求められています。

国内では、平成 30 年に閣議決定した第五次環境基本計画では、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完する「地域循環共生圏」が提唱されました。「地域循環共生圏」では、廃棄物系バイオマスの活用等においてごみ処理分野の貢献が期待されています。

また、平成 30 年 6 月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理のさらなる推進と環境再生等が掲げられ、その実現に向けて令和 32 年までに国が講ずべき施策が示されています。表 1-3-1 に第四次循環型社会形成推進基本計画の概要を示します。

表1-3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりの統合的な取組						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏の形成 ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ・廃棄物エネルギーの徹底活用 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ・廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 						
国の取組	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理体制 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 ・災害廃棄物処理計画 ・国民への情報発信、コミュニケーション ○地域 ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 	
	循環分野における基盤整備					
	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストを含む情報の活用 ・技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ・人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 					
持続可能な社会づくりの統合的な取組						
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上 						
将来像	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源生産性向上 ・生物多様性の確保 ・低炭素化 ・地域の活性化 ・災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次産業革命により「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要なときに必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理(システム、体制、技術の適切な整備) ・地域環境の再生(海洋ごみ、不法投棄、空き家等) ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正・迅速な処理(平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 	
	循環分野における基盤整備					
<ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 						

また、第四次循環型社会形成推進基本計画におけるごみ排出量等の数値目標を表1-3-2に示します。

表1-3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

指標	目標値 (令和7年度)
1人一日当たりのごみ排出量(家庭系、事業系、集団回収)	850g/人・日
1人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)	440g/人・日

2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりを背景に、プラスチック資源循環に係る検討が進められてきました。令和元年5月には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。また、同戦略を具体化するため、令和2年5月から令和3年1月までにかけて開催された中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会および産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議の結果を受け、令和3年1月29日に中央環境審議会から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」が出されました。

この意見具申に則り、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年3月に閣議決定されました。同法は令和4年4月に施行予定とされています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、基本的方向として、事業者、市町村、消費者、国および都道府県、それぞれの主体が努める役割が以下のように規定されています。

表1-3-3 プラスチック資源循環に向けた関係主体の役割

主体	役割
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること ・ プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ・ 自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと ・ 排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制および再資源化等を実施すること
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じる
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ・ 事業者および市町村双方の回収ルートに適した分別排出すること ・ 認定プラスチック使用製品を使用すること
国	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチックに係る資源循環の促進等のために必要な資金の確保、情報の収集、整理および活用、研究開発の推進およびその成果の普及、教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成および協力の要請等の措置を講じる
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じる

※ 環境省「「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見募集について」（令和3年10月8日）、別紙1「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について 参照

3. 滋賀県の動向

(1) 第五次滋賀県廃棄物処理計画

滋賀県では令和3年7月に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定されました。同計画では、「多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進」、「循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進」、「安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進」以上3点を計画の基本方針とされています。

第五次滋賀県廃棄物処理計画における一般廃棄物の数値目標および参考指標を表1-3-4、取組に係る目標を表1-3-5に示します。

表1-3-4 第五次滋賀県廃棄物処理計画の数値目標および参考指標

指標		実績値 (令和元年度)	将来予測値 (令和7年度)	目標値 (令和7年度)
減量に係る目標	1人一日当たりごみ排出量 (家庭系、事業系、集団回収)	837g/人・日	838g/人・日	804g/人・日
	1人一日当たり最終処分量	84g/人・日	85g/人・日	82g/人・日
参考指標	総排出量	435,000t	431,000t	413,000t
	総資源化量	77,000t	81,000t	77,000t
	再生利用率	17.8%	18.8%	18.5%
	最終処分量	43,000t	43,000t	42,000t

表1-3-5 取組に係る目標

目標項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
マイバッグ持参率（レジ袋辞退率） ※1	90.1%	85%以上 (計画期間中)
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数 ※2	23箇所	100箇所
食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合 ※3	78.3% (令和2年度)	80%以上
「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数 ※4	118店	300店
市町災害廃棄物処理計画の策定率	42.1%	100% (令和6年度までに)
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数 ※5	231,814人	1,200,000人 (計画期間累計)
優良産業廃棄物処理業者認定数 ※6	181件	270件
廃棄物処理施設や産業廃棄物処分業者への立入検査実施率	100%	100% (計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率 ※7	79.3%	85%以上 (計画期間中)

※1 実績値は、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」の協定締結事業者のうち、無料配布中止実施事業者の全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割った数値により算出。令和2

年7月のレジ袋有料義務化を踏まえ、目標値は、協定締結事業者の全店舗のレジ袋辞退率として算出し、新たな事業者との締結を前提に設定しているため、実績値を下回っている。

- ※2 県内において、有料・無料問わず、マイボトルに給水、給茶等をサービスする店舗や場所。(実績値は関西広域連合「マイボトルスポットMAP」事業における滋賀県内に掲載されているスポット数。)
- ※3 食品ロスが問題となっていることを認知しており、かつ、実際に食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合。(令和元年度実績値欄の数値は令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果。)
- ※4 三方よしフードエコ推奨店制度に基づき食品ロス削減の取組を実践している店舗の累計登録店舗数。
- ※5 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づく5月30日、7月1日および12月1日の「環境美化の日」を基準日として県下全域を対象にした清掃活動の参加者数。(24万人/年相当)
- ※6 通常の業の許可基準に加えて、事業実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子manifesto、財務体質の健全性等をクリアした産廃処理業者を廃棄物処理法に基づき認定した数。(令和元年度末の全体許可業者 3,769者の内数)
- ※7 新たに発生した不適正処理事案の年度内解決率。

(2) 滋賀県内におけるごみ排出量

滋賀県内の各市町および県全体におけるごみ排出量を表1-3-6に示します。

1人一日当たりごみ排出量は、彦根市は滋賀県全体の値を少し上回っている一方、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町は下回っている状況です。また、1市4町の総人口と総ごみ排出量から算出した1人一日当たりごみ排出量は滋賀県全体の値を少し下回っています。

表1-3-6 滋賀県内におけるごみ排出量

市町村名	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)
大津市	343,563	104,358	830
長浜市	118,103	35,470	821
近江八幡市	82,129	27,840	926
草津市	134,658	42,325	859
守山市	83,570	24,195	791
栗東市	70,063	20,916	816
甲賀市	90,753	29,526	889
野洲市	51,334	13,976	744
湖南市	55,273	16,218	802
高島市	48,348	15,938	901
東近江市	114,311	35,105	839
米原市	38,614	10,856	768
日野町	21,518	6,710	852
竜王町	11,996	4,175	951
彦根市	112,928	36,352	880
愛荘町	21,331	4,781	612
豊郷町	7,358	1,896	704
甲良町	6,940	1,800	709
多賀町	7,600	2,235	804
1市4町	156,157	47,064	823
滋賀県	1,420,390	434,672	836

出典：環境省 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果

4. 彦根愛知犬上地域を総括した関連計画

(1) 「湖東地域一般廃棄物処理基本計画」(平成 18 年度)彦根市、東近江市(愛東地区、湖東地区)、

愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

「湖東地域一般廃棄物処理基本計画」は、本計画の前身にあたる一般廃棄物処理基本計画であり、湖東地域(彦根市、東近江市(愛東地区、湖東地区)、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)の、各市町のごみ処理基本計画および生活排水処理基本計画がまとめられています。計画期間は平成 18 年度から令和 3 年度までの 16 年間であり、中間目標年度は平成 22 年度(計画 5 年目)、平成 27 年度(計画 10 年目)としています。

なお、彦根市については、平成 25 年 3 月に独自の一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成 30 年 3 月に同計画の改訂版を策定しています。

前計画の概要を、1 市 4 町分を抜粋して以下に示します。

1) ごみ処理基本計画

ごみの減量化、資源化目標および排出抑制計画は以下のとおりです。

① 減量化・資源化目標の設定

市町	項目	目標設定
彦根市	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ含む)の 1 人一日当たりの量を平成 27 年度までに 10%削減 612.8g/人日(平成 17 年度)→551.6g/人日(平成 27 年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	平成 27 年度までに 10%減 15,601t/年(平成 17 年度)→14,040t/年(平成 27 年度)
	そのほか	新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を平成 27 年度までに 100g/人日 73.2g/人日(平成 17 年度)→100.0g/人日(平成 27 年度)
愛荘町	収集ごみ	【秦荘地区】 収集ごみ(資源ごみ除く)の 1 人一日当たりの量を令和 2 年度までに 5%削減 475.5g/人日(平成 17 年度)→490.9g/人日(令和 2 年度) 【愛知川地区】 収集ごみ(資源ごみ除く)の 1 人一日当たりの量を令和 2 年度までに 5%削減 533.9g/人日(平成 17 年度)→579.0g/人日(令和 2 年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	【秦荘地区】 令和 2 年度までに 5%減 258t/年(平成 17 年度)→246t/年(令和 2 年度) 【愛知川地区】 令和 2 年度までに 5%減 659t/年(平成 17 年度)→626t/年(令和 2 年度)
	そのほか	【秦荘地区】 新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和 2 年度までに 70g/人日 34.0g/人日(平成 17 年度)→70.0g/人日(令和 2 年度) 【愛知川地区】 新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和 2 年度までに 70g/人日 11.0g/人日(平成 17 年度)→70.0g/人日(令和 2 年度)
豊郷町	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ除く)の 1 人一日当たりの量を平成 27 年度までに 10%削減 609.7g/人日(平成 17 年度)→571.0g/人日(平成 27 年度)

市町	項目	目標設定
	許可収集・直接搬入ごみ	令和2年度までに5%減 295t/年(平成17年度)→280t/年(令和2年度)
	その他	新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和2年度までに70g/人日 51.3g/人日(平成17年度)→70.0g/人日(令和2年度)
甲良町	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ除く)の1人一日当たりの量を平成27年度までに10%削減 581.0g/人日(平成17年度)→526.3g/人日(平成27年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	令和2年度までに5%減 194t/年(平成17年度)→184t/年(令和2年度)
	その他	新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和2年度までに70g/人日 48.5g/人日(平成17年度)→70.0g/人日(令和2年度)
多賀町	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ除く)の1人一日当たりの量を令和2年度までに5%削減 503.5g/人日(平成17年度)→479.7g/人日(令和2年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	令和2年度までに5%減 236t/年(平成17年度)→224t/年(令和2年度)
	その他	(既に集団回収が70g/人日以上となっているため、今後も現状を継続)

※ 愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の収集ごみ1人一日当たり排出量(g/人日)の値には、資源ごみを含む

② 排出抑制計画

項目	計画内容
排出抑制計画	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理容器の普及拡大 <ul style="list-style-type: none"> - 生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理容器購入に対する補助制度の継続 2) 集団回収の促進 <ul style="list-style-type: none"> - 集団回収に対する報奨制度の継続 3) ごみ収集の有料化の検討 4) 買い物袋持参運動の推進 5) ごみ減量に関する啓発策の実施 <ul style="list-style-type: none"> - リサイクル講座、関連イベントの実施 - ホームページ、広報を利用した啓発 6) 事業系ごみに関する排出抑制策の実施 <ul style="list-style-type: none"> - ホームページ、広報を利用した啓発 - 処理手数料の適正化 - 搬入管理の強化 - 家庭系ごみへの事業系ごみの混入防止 - 事業系生ごみの資源化の促進 - 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指導

※ 生ごみ処理容器購入の補助額や集団回収の報償額等、施策の詳細は各市町により設定

(2) 「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年11月)彦根愛知犬上広域行政組合

1市4町の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター(昭和52年稼働)と、4町が利用するリバースセンター(平成9年稼働)の2施設があります。両施設は老朽化が進んでおり、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっています。

彦根愛知犬上広域行政組合では、1市4町の広域新ごみ処理施設(熱回収施設およびリサイクル施設)の整備にかかる「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」(以下、「施設整備基本計画」とします。)を作成されています。施設整備基本計画では、施設整備の理念・基本方針、処理対象物・施設規模および事業スケジュール等についてまとめられています。

表1-3-7に、施設整備基本計画の概要を示します。なお、新ごみ処理施設の詳細については、本計画の内容等を踏まえながら、現在、彦根愛知犬上広域行政組合において検討されています。

表1-3-7 施設整備基本計画の概要

項目	内容
施設整備の理念・基本方針	理念1：ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設 理念2：環境への負荷の少ない施設 理念3：資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設 理念4：経済性に優れた施設 理念5：災害に強い施設 理念6：社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設
処理対象物・施設規模	(1) 熱回収施設 処理対象ごみ：燃やすごみ、リサイクル施設からの可燃残渣、災害廃棄物(可燃物・柱角材等破砕物) 施設規模 147t/日(73.5t/日×2炉)(分別方法等一案①、②) 144t/日(72t/日×2炉)(分別方法統一案③) (2) リサイクル施設 処理対象ごみ：燃えないごみ、粗大ごみ、缶・金属類、びん類、ペットボトル、(容器包装プラスチック、廃食用油)古紙・衣類、小型家電・乾電池・蛍光灯、水銀使用廃製品等の処理困難物(一時保管)、自治会清掃ごみ(一時保管・焼却)、動物の死がい(一時保管・焼却)等 34t/日(分別統一案①) 31t/日(分別統一案②) 35t/日(分別統一案③) ※分別統一案①：容器包装プラスチック・廃食用油は焼却。古紙・布類は施設に集約 ※分別統一案②：容器包装プラスチック・廃食用油は焼却。古紙・布類は持込のみ受入 ※分別統一案③：容器包装プラスチック・廃食用油は分別。古紙・布類は持込のみ受入
事業スケジュール	施設整備基本設計：令和元年度～令和3年度 敷地造成実施設計：令和3年度～令和4年度 施設整備事業者選定：令和4年度～令和6年度 土壌汚染状況調査 地歴調査：令和元年度 試料採取等調査：令和3年度 環境影響評価：令和元年度～令和5年度 都市計画決定手続き：令和元年度～令和5年度 敷地造成工事：令和6年度 施設建設工事：令和6年度～令和10年度

(3) 「湖東定住自立圏共生ビジョン」(Vol.17 令和3年4月) 彦根市

湖東定住自立圏共生ビジョンとは、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組等を記載した実施計画です。湖東定住自立圏は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町により形成しています。現在は第3期共生ビジョン（令和2年から令和6年まで）の期間にあります。

共生ビジョンにおける圏域のごみ処理の目標等は以下のとおりです。

- ・ 循環型社会の構築を進めるために、ごみ減量化やリサイクルを基本とした4R推進に向けた住民への周知徹底を図るとともに、組合構成市町のごみの分別方法の統一を目指した事業展開を行う。
- ・ 【形成協定】一般廃棄物（ごみ）処理に係る広域化の推進を図るため、事業実施主体となる彦根愛知犬上広域行政組合の下、地域の実情に応じた広域化事業の実現に取り組む。
- ・ 【重要業績評価指標（KPI）】（以下のとおり）

表1-3-8 ごみ等排出量の目標値

指標	目標値 (令和3年度)
圏域住民1人一日あたりのごみ等排出量	807g/人・日
(参考：各市町の1人一日あたりのごみ等排出量数値)	
市民1人一日あたりのごみ等排出量【彦根市】	873g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【愛荘町】	600g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【豊郷町】	670g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【甲良町】	650g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【多賀町】	714g/人・日

※ 湖東定住自立圏共生ビジョンにおける令和6年度の目標値については、令和3年度に策定する彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画（本計画）の中で設定するとしています。

表1-3-9 環境啓発イベント開催数および参加者数目標値

指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
環境啓発イベント開催数および参加者数	6回/114人	8回/410人

表1-3-10 ごみ減量・リサイクル推進事業

項目	内容
事業名	ごみ減量・リサイクル推進事業
関係市町村	全市町
事業概要	圏域におけるごみの処理と減量の方向性を明確にするため、一般廃棄物処理基本計画の統合を進める。また、新ごみ処理施設での処理量削減に向けて、生ごみや古紙等資源ごみのリサイクルを推進する。 ①一般廃棄物処理基本計画策定事業 ②生ごみたい肥化事業 ③リサイクル活動推進事業
成果	循環型社会を形成するため、住民啓発、事業所啓発をすすめ、環境への負荷の低減を図る。
事業費	令和2年度：31,439千円 令和3年度：22,554千円 令和4年度：18,818千円 令和5年度：18,818千円 令和6年度：18,818千円 合計：110,447千円
国県補助事業等の名称、補助率等 (令和3年度)	自治振興交付金（地域循環型生活推進事業）（県1/3） 琵琶湖総合保全市町交付金（県）
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方	各市町が負担する。ただし①については、均等割で費用負担する。

表1-3-11 ごみ処理広域化調整事業

項目	内容
事業名	ごみ処理広域化調整事業
関係市町村	全市町
事業概要	ごみ処理の広域化に向けて、各市町の廃棄物の分別方法等の統一に向けた検討を進めるとともに、住民への啓発に取り組む。 ①ごみ処理広域化調整事業
成果	分別の統一化と、住民への啓発
事業費	令和2年度：417,424千円 令和3年度：455,930千円 令和4年度：455,930千円 令和5年度：455,930千円 令和6年度：455,930千円 合計：2,241,144千円
国県補助事業等の名称、補助率等 (令和3年度)	(なし)
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方	均等割20%、人口割80%で負担する。

第4節 計画のフォローアップと事後評価

本計画の実施にあたり、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）を繰り返し実施するPDCAに基づき、施策の進捗状況および各種取組状況について毎年点検、評価し、計画のフォローアップおよび事後評価を行います。

また、本計画の策定から5年後の中間目標年度には、目標値の達成状況や施策の実施状況を検証し、計画の見直しを行います。

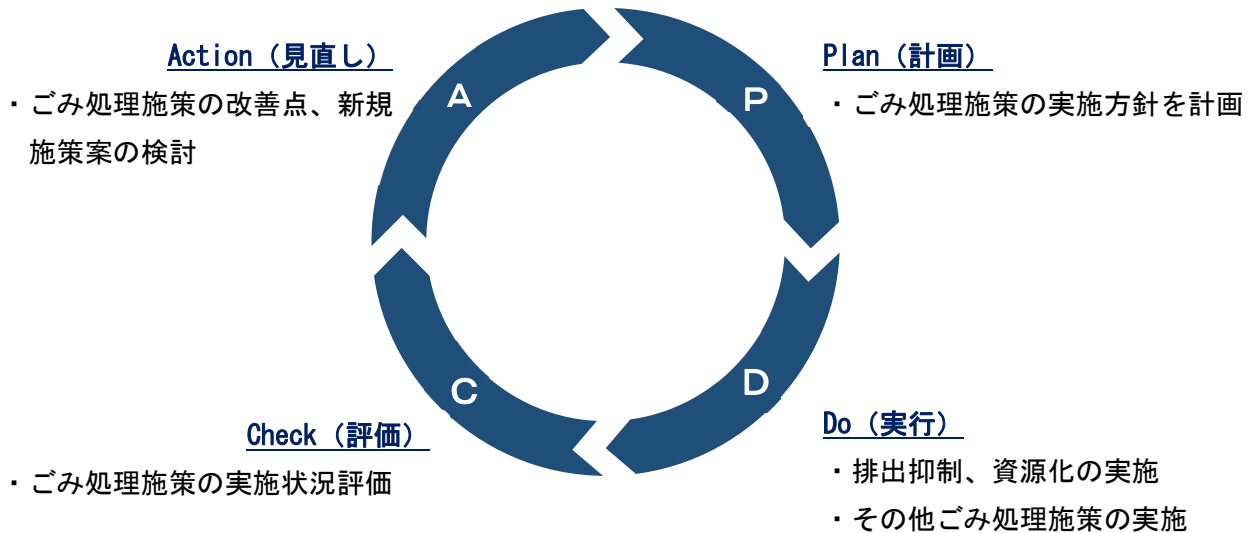


図1-4-1 一般廃棄物処理基本計画の評価、事後評価(PDCA サイクル)の概念図